

建設委員会記録

開催日時 平成23年9月13日(火) 14:05～17:00

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

田中 惟允 委員長

奥山 博康 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

辻本 黎士 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 土木部長

上田 まちづくり推進局長

石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○田中委員長 それでは、ただいまの説明、報告及びその他の事項も含めまして質疑があればご発言願います。

○川口委員 台風12号では、予測しなかった災害が発生しております。皆さんには、本当にいろんな面で頑張り、ご苦勞いただいていることに、感謝を申しあげておきたいと思っております。

本日、十津川村の更谷村長に電話を入れました。電話が通じたので、元気に答えてくれましたが、おかげでインフラ整備も大分進みつつあります。ありがとうございますとお礼を申し上げていただきたいということでもあります。

まず、私が心配をしたのは水です。十津川村をはじめとして、吉野郡は上水道ではなくて、簡易水道だと思うのです。飲料水の確保について、十分に対応ができていますのかどうか、点検をさらに確かめてもらいたいと思います。9日には、総務警察委員会、建設委員会及び過疎・南部地域振興対策特別委員会の合同委員会がございました。そこでも申し上げましたけれども、皆さん一生懸命していただいている。一生懸命に、夢中だからしんどさも吹き飛んでしまうぐらいに頑張っていると思います。皆さん疲れ果てているということが私の耳に入っています。現場での情報収集や、指揮をとっている担当の県職員、土木部職員、農林部職員や町村の職員の関係もありますが、人的な応援をもっとしなくてはいけないと思っています。

報告資料では、8日に農林振興事務所職員2名を十津川村へ追加派遣と、土木部職員3名を十津川村へ派遣と書いてあります。報告の1、県土木部の体制及び国の支援について数字が入っていますが、12日に五條土木事務所工務二課へ5名、吉野土木事務所へ3名、吉野土木事務所天川駐在所へ2名派遣とありますが、これで良いのか。もっと真剣に動員をしなくてはいけないと思います。土木部OB職員についても、いつから行くとか、あの人が行っているから励ましに行きますとか、土木部OB職員からもボランティアで何名か行かれているとの情報も伺っています。

いずれにしても、人手が大事です。重機が吉野郡で遊んでいることのないよう、一度には直ぐに入れないと思いますが、全部遊んでいることのないように、重機がないほどの展開を指揮すべきだと思います。復旧予算を専決処分で組んでいただいたことは、大変うれしいです。しかし、これだけでは、災害箇所の掌握がまだまだだと思いますし、二次災害のことも含めて、考えないといけないと思います。ご苦労だけれど頑張っていたきたいので、特に申し添えておきます。十津川村野尻地区で土砂崩落が起こって土砂ダムができたと思いますが、野尻の地名が頭からはなれないのです。これを見れば、野尻の跡、災害箇所、私の目には映らないわけです。もう一度、教えてもらいたいです。それで、行方不明者は、野尻地区の人たちなのでしょう。その土砂ダムのことが、きょうは資料に出いていないのですが詳細を教えてくださいたいと思います。担当が違うのかどうか知らないけれど、この問題に対しての対応、十津川村長が、行方不明者のことも考えて、今それが一番頭の上にある課題であり問題ですと彼は叫んでいましたが、野尻地区のことが資料にないので、教えていただきたい。専決処分は、まだまだこれでは足りない、まだ追加を考えなければいけない内容だと思います。

もう1点は、公共事業の発注をして事業をなされているところがあります。今回の災害で形状が変化していると思うのです。そのまま続行できる箇所なのか、中止してもう一度やり直すところがあると思います。その判断をしてあげないと、受注をした業者が大変困ると思いますがその対応はどのようになるのか。その受注をされている工事を中止して、災害対策に目を向けてもらいたいことが、筋論になると私は思うので、思いついたことを申し上げたのですが、何としても全力をそそいでもらいたい。要望を込めて、少しお尋ねをしたいと思います。まずは災害にかかわって、あとはまた若干質問したいと思います。

○石井水道局長 飲料水の確保でご質問ございました。

報告1、「台風12号災害による被害の状況と県の対応について」の21ページに、9月13日現在の県内水道施設の断水状況を記載してございます。そこでは十津川村は復旧済みとなっております。水道施設等は、それぞれダメージを受けておりますので、給水タンクからの給水とか、自衛隊からの給水となっておりますけれども、断水状態は脱している状況でございます。以上でございます。

○清水土木部次長 職員の派遣で、その調整等に時間を要して遅くなったのは本当に残念で、もう少し早く頑張るべきと思っておりました。それについては反省すべき点となっております。委員お述べのように、現場の箇所を把握していく中で、その規模を合わせて検討していく必要ありますので、それに応じた派遣ができるように努力していきたいと思っております。以上でございます。

○水本砂防課長 十津川村野尻地区の災害の記載についてですが、報告1の15ページに、野尻地区で山腹崩壊土石流、河道閉塞一部と記載させていただいております。先ほど河道閉塞の説明をさせていただきました。報告1の資料4の⑩番に十津川村野尻を記載させていただいております。以上でございます。

それと、13時に国土交通省から報告が入りまして、先ほど国の緊急調査は3カ所と言っておりましたけれども、同じ資料の5番、野迫川村北股も国が緊急調査に入るということで、たった今ご報告をいただきました。以上でございます。

○西村公共工事契約課長 発注済みの工事で形状等が変更している場合の対応でございますが、契約では発注者と受注者は対等な立場となっております。契約約款第29条に不可抗力による損害がございまして、発注者、受注者いずれの責めによらない損害につきましては、工事の目的物、仮設物、または工事現場に搬入済みの工事材料、もしくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後、直ちにその状況を発注者に通知

しなければならぬこととなっております。なかなか現場へ入ることができない状況の中で、発注者、受注者とも大変なことですが、規定上はそういうとなっております。土木事務所に問い合わせをいたしまして、何件かの業者の方々はそういう状況であるとの報告をいただいております。

また、契約約款第20条に工事の中止という規定がございます。これは、不可抗力等により工事ができない、どちらの責めにも帰さない災害の場合には工事を中止することもございます。これらの条項に基づきまして、できるだけ現場で対応しながら、こういうことにつきましても、受注者の方々と話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○川口委員 事態が事態だけに、掌握はし切れないということはわかります。それがゆえに大量動員して事態を掌握する努力が大事です。だから、清水土木部次長のおっしゃる内容は納得できないのです。いろいろ検討をして職員を派遣するのですから、それでは一度全員で災害場所へ行こうぐらいの勢いがなければだめだと言っているわけです。他の土木事務所が、空っぽでもかまわないです。指揮系統が大事だと、9月7日の合同委員会では、異口同音にお互いが言ったわけですので、目を向けなければいけないです。

そして、工事中の箇所にかかわって西村公共工事契約課長が答えてくれました。これも事務的でわかります。とにかく災害に集中してください。計算は後でも良いよ、要った経費はとりあえずガソリン代だけでも辛抱してくれというぐらいの、土木業者に、建設業者に協力を求めたら良い。二次災害も含めて危険な箇所、またインフラ整備にかかわって集中して、目がつくところ、気がつくところを皆さん協力してください。一々設計図を書いて、そんなことはやってられないのです。このような災害は、設計書を書かないでしないといけません。そういう勢いを示してもらいたいというのが私の願いです。苦勞かけますけれどもお願いします。

十津川村野尻地区の問題にしても、ここに書いていますという。新聞できょう水を抜いていると、新聞報道しているのと違いますか。あれは、箇所が違うのか。行方不明者が、もしかしたらあそこに沈んでおられるのではないかと思うのです。たくさんの方で行きなさい。それで、軽く済めばありがたいことではないですか。仰々しいと皆さんが思うかわからないけれど、こんなときは仰々しくやらなければいけない。することがないというぐらいの人を動員することを、まず要望しておきます。

次に、この間、前回の委員会でも話題になりました、PFI方式による新県営プールの

問題です。結論から言えば、問題点を十分とらえた形で、次回からはこの方式は止めておくべきであると問題を提起をしておきます。PFI事業で整備した近江八幡市立病院が赤字24億円という記事が出ております。これは旧建設省の奨励の事業だと思いますけれど、このように矛盾が起こることなのです。次回からは、この手法はやめておきなさいと基本的に申し上げておきます。

落札者と2番目の落札者の額には、7億円の差がついている。だれが見ても金をかけたら立派なものができるわけです。安い方が良いという人もいるし、予算枠の中であれば良いものをしっかりと作れという意見もあります。問題は県民感情をどのように整理をするのか、これが一点。

それから財源の裏打ち。これは、国からの援助、県の負担もあるでしょう。つまり落札した方の業者の数字との関係で、県の負担、国の補助、その内容が一体どういうことかと、これも県民感情にこたえる一つの内容に通ずると思いますので一度聞いておきます。

それからPFI事業ですが、15年後にどういう姿で発注者側の県に、どのような形で戻ってくるのか。15年先に、戻ってきたけれども、これは使えません。あっちもだめ、こっちもだめとなっていないのかどうなのか。工事箇所、あるいはまた管理運営を15年任すわけですから、15年後の先にどのようなものが見えているのか、どのようなものを見越して契約をなさるのか伺っておきます。いろいろありますけれど、基本的にはその3つ。だから、この議案については建設委員会で結論を出さないで、予算審査特別委員会へ付託してそこで結論を出すということだから、私たちは予算審査特別委員会に出席するかわかりませんので、問題だけを提起をしておきます。私を理解させていただけるような内容になるのか知りませんが、今申し上げたことをお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点、災害に大きいのも小さいのもあると思いますけれども、この前、県営住宅稗田団地で7月27日に火事が起こりました。資料を持ってきていないので、少しわからないから、後でもう一度質問します。とにかく、このプール問題だけ聞かせてください。

○京地公園緑地課長 入札額が7億円と高い業者が落札したことについて、県民が納得するかどうかの、一つ目のご質問でございました。最優秀提案者の提案は、新県営プール施設等整備運営事業PFI事業者選定審査委員会が、15年間の維持管理、運営も含めて総合的に審査したものでございまして、都市公園としての全体計画、それから新プール等の施設計画、施設における各種教室等の運営に係る実施業務、それから地域経済への配慮等

が総合的にすぐれていたということで評価されたものでございます。県民への最優秀提案者の選定に至る過程の説明といたしましては、新県営プール等の施設整備、運営事業、PFI事業者選定審査委員会が作成いたしました新県営プール施設等整備運営事業事業者選定過程及び審査講評につきまして県のホームページで一般に公表をしているところでございます。

それから、当該事業の財源の内訳についてご質問をいただきました。財源といたしましては国からの交付金、県の持ち出しとなる県債及び一般財源で構成されるところでございます。落札者の提案につきましては、交付金の対象となる建設費が高く、全て県費となる維持管理、運営費が安かったことから、県の財政負担につきましては入札額の低かった他のグループと比較いたしましても同程度、約45億円となっております。

それから、15年間運営して、その後どうするかということでございます。PFI事業を進めまして、施設の老朽化等もございますけれども、その時点でさらにPFI事業を進めていくのか、あるいは指定管理に切りかえる、直営で管理するといった、その時点で検討するというところでございます。以上でございます。

○川口委員 15年先のことは、その時点で考えると聞こえたのですが、それで良いのか。最初から言っているように、7億円も差がついたら高い方が立派なものができるのは当たり前です。7億円差で高い方と低い方が同じであればそれはおかしい。今のご時世に、7億円の低い方が良いのと違うか。いやいやこの際、少々いろいろあっても元入れしなければいけませんとなるのかどうなのか、その県民感情を聞いたわけです。もうすこし適切に教えてください。県の負担が変わらない。変わらないけれども、運営の展開で県に重荷になるのか、弾みになるのか、そういうことも含めての話はそれなりにわかりました。けれども、15年先はどんな絵なのだということです。その時点で、あなたは15年先に県職員でおるのだらうと思いますが、特別にまた顧問で残っても良いけれど。どういう絵を、その後、何年管理運営ができるのか。15年たった文化のスピードも大分変化します。それをどのように説明しろという方がむちゃかもわからないけれど、それなりに15年先になったら、その時点で考えますというのはちょっとひど過ぎます。

○京地公園緑化課長 落札者と2位グループの7億円の具体的な差につきましては、主要施設であるプール棟の差が大きくなっております。延べ床面積では、落札者提案分は7,694平方メートル、2位グループ提案分は6,377平方メートルとなっております。さらに耐震性能につきましても、落札者提案分につきましては、震災時に避難所として位

置つけられる施設でございますが、2位グループ提案分につきましては、多数のものが利用する施設として位置づけられております。

それから、最終の15年後の形状にもかかわることでございますけれども、耐久性につきましては落札者提案分は鉄筋コンクリートづくりでございます。2位グループ提案分につきましては鉄骨づくりとなっており、耐用年数に若干の差が出ているところで、7億円の差が出ている状況でございます。

それから、15年後でございますけれども、その時点で再度施設等を調査検討して、その後の維持管理につきましては、県が引き取ることも含めまして検討していくところでございます。以上でございます。

○川口委員 納得はなかなかできないけれど、いずれにしてもPFI事業の、近江八幡市立病院が赤字24億円。管理運営15年間で奥村組が落札されたから、事業をしていかれると思うけれども、同じようなことが起こらないか、念をついているわけです。新しいものを使ったら古くなる。後々、後遺症が残らないのかどうかを尋ねたいのです。PFI方式でこれからもまだ魅力ありますと言えどもっと追及します。

いずれにしても、予算審査特別委員会でどなたかが質問されると思います。これからの奈良県の中堅業者は、全部こういう事業に皆はじき飛ばされることになります。だから、地元業者の育成、あるいは配慮の点からも考えなければならないと思います。だから、真剣に考える姿勢を持つのかどうか、これを聞いておきたいです。私一人、質問したくはないけれども、私の尋ねたいポイントはそこだということです。

○岩田委員 川口委員の関連で、先般の委員会でもPFI事業について、疑問点も言わせていただきました。7億円以上の差があれば、県民の見方として一般的に言っても良いものができます。私は、建設業会からの推薦も受けて、来させていただいています。その中で一つ考えられるのは、総合点数も1,000点というのも、価格点が300点、提案内容の中身が700点と聞いております。今の時代であれば、500点、500点でも良いのではないかと思いますし、他にもそういう事例もあると思います。そして、建設業界も落札金額が設計金額の99%、98%、97%というやり方で、いろんな形で談合だと言われてきて、今いろいろな方法を発注者がとられているわけでありまして。

今回の場合、私の記憶するところでは97.8%だと思います。この金額だけを見ますと、県民もこれは何だろうという感じを受けます。そして、このPFI事業者選定審査委員会の委員は、大学の教授ばかりで、県からは2名入っています。今県民1人当たりの借

金が75万円となっている中で、審査員もそのものだけを見て、ああ、機能が良い、どうだと言うだけの人の集まりなのか、それとも意見として、確かに良いけれども、今の奈良県の状況から見ると、少し辛抱しなければいけないという意見が出たのかどうか、知りたいと思います。

京地公園緑地課長が、今自信を持って説明されているみたいですが、そのくらい自信を持って言われるなら、川口委員と最終的には、このPFI事業の進め方はいかがなものかと思しますので、今後検討していただきたいです。最初から金額設定を60億円として、業者の提案だけで落札者を決める方法がすっきりするのではないかと思います。一般的に見て、請負率97.8%と発表したら、設計金額から言って、マスコミは今までそんな発表の仕方ばかりして、何年か前に、にぎわしました。オンブズマンもそんなことばかり言っていました。

だから、それほど良い事業なら仕方がないという思いと、もう一つはこのPFI事業のやりかたについては、いかがなものかと思しますので、今後検討していただきたい。先ほどの近江八幡市立病院のことは、今聞くのが初めてでした。この方式は、難しいのではないかということと、PFI方式と言われるけれど、施工会社の中に地元企業を入れる方法はなかったのかと思えます。新県営プール施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の締結については、予算審査特別委員会に付託ですので私自身は前回にも申しあげた何点かの中であり、最終的にはこのPFIというやり方を今後考えていただきたい。PFI事業者選定審査委員会の議事録も見せていただきたいが、委員の方で私が言った意見の県民1人当たり75万円の借金がある話を、だれか一人でも言っていたのか。図面だけを見る人ばかりを集めていたら、この話は前に進んで行かないと思います。今後PFI事業を検討していただくということで、私も予算審査特別委員会に入らせていただくかもわかりませんので、そのときにまた質問させていただきます。答えは要りません。

○田中委員長 川口委員からの質問のことで、決意表明ということで。

○上田まちづくり推進局長 PFI方式は、民間の資産、または知恵をかりて公の負担を軽くするものであり、今現在進めているわけでございます。ただ今、委員から指摘ありましたように、結果として赤字を出して破綻する事例も聞いております。この契約の中でも一応提案していただいた内容につきましては、その都度チェックをし、提案の内容に逸脱した運営のやり方、または結果についてはその都度改善を指導していき、指導に従わない事案があれば契約書に基づき契約解除も考えております。できるだけ提案内容を履行して

いただく、また、今後そういうことのないように、公側の発注者としての監視や検査も引き続き進めていきたいと考えております。

それと、15年の先の姿でございますけれども、公園緑地課長が申しましたように、基本的にはその構造物の耐久性、耐震性に関しましては1グループと2グループでは格段の差がありました。当然、対応年数が長い部分については多少は古くなって補修しますけれども、再度内装を使うなり、再度15年以降についての再利用を考えれば、できるだけ公の負担を少なくして再利用するという必要かなと考えておまして、今精査したこの結果については私としてもこれで特定した業者の内容については可という判断をしたところでございます。以上です。

○田中委員長 予算審査特別委員会で、いろんな質問があれば適切にお答えくださいますようお願いしておきます。

県営住宅のお話、まだ説明していない。

○川口委員 まだこれも終わっていません。締め方によっては、いくらでも花咲きます。

上田まちづくり推進局長、私や岩田委員から出た問題や意見を参考になさると思いますが、いずれにしても第三者委員会のような場をおつくりになるわけですが、第三者委員会は、あれは隠れみのです。本質を言っておきます。これは県の方針のとおり、この隠れみをつくって、あたかも、それこそ広い意見を聞きました、識者の意見も十分に取り入れましたという華をつくるわけです。そういう意味で信念を持って、いやいや、これは大丈夫ですという意味でおっしゃることは当たり前です。この委員会で、私たちが言うたからへにゃへにゃってなって、そうですなって言えば、これは、信用がならないです。意地を張って、ぐっと頑張るところに理事者たちの値打ちがあるわけです。意地張って頑張っても、反省すべきところは反省しなければいけない。ここで反省しなさいとは言いません。ここで反省しなさい言えばメンツがあることは、私もそれぐらいの心の底は読めます。理屈で生きてませんが、理屈のこね合いだったらいくらでもやります。異論を唱える人はいくらでもおります。世の中には、異論のための異論をおっしゃる人もおります。だから、やはり心、ハート、人の意見もとらえてしないといけない。あとは予算審査特別委員会で、どんな意見が出るか私も楽しみにしておきます。上田まちづくり推進局長の反省の弁が期待どおりとなることも祈っておきます。この辺で終わります。

それから、県営住宅稗田団地で7月27日の日に火災が起こっていますが、起こった原因の認識がありますか。ここの5階に住んでいる高齢の方が、高い所の上り下りは大変だ

から、1階に転居させていただきたいと、自治会長にも、県にも要請したけれども、聞き入れなかったと聞いております。また、火事で被災者になっているけれども、その方が亡くなられており、痛ましい事故になったことについて考えなければいけない。今の住宅には、空き家も生じているだろうし、高齢者や障害者に対する配慮はどうか。入居されたときは若かったが、だんだん高齢となり県営住宅の1階に空き室があれば、下の階へ行かれたらどうですかという親切な制度もあってよいのではないかと思います。住民の高齢化はどの団地でも生じていると思いますが、これらへの対応策をどのように考えているのか、お伺いします。以上です。

○奈良住宅課長 県営稗田団地の火災について、認識があるかということでございます。概要をまず簡単に申し上げますと、本年7月27日午前11時38分ごろ、鉄筋コンクリート5階建て12号棟401号から火災が発生し、14時ごろ鎮火いたしました。そして、お亡くなりになりましたのは、その上階の501号室の86歳の方がお亡くなりになりましたので報告させていただきます。また、火災によりまして、501号が類焼、301号室ほか5戸が水損により住めなくなりました。

まず、県営住宅の高齢化率でございますが、データは古いのですが、平成21年度で42.9%でございます。奈良県全体の高齢化率の23%に比べまして、県営住宅は2倍ぐらいの高齢化率でございます。平成17年から21年までの4年間の推移でございますけれども、毎年2%ずつ高齢化率が進行している事態でございます。高齢化率が高いことについては、県としても憂いており、今後の問題、大きな課題だと認識しております。

高齢者が新たに県営住宅に入る場合は、一般とは分けて福祉世帯向けとして募集しております。1～2階の低層部にある高齢者世帯向け、またはエレベーター設置の住戸を配分させていただいております。これは空きがあつての話ですけれども、できる限り努力はさせていただきます。

既存の住戸でございますけれども、確かに空き家がございます。その空き家については、順次バリアフリー等のリニューアル工事をおこなっており、新築の建てかえの工事の時もバリアフリー化を進めております。

○田中委員長 審議の途中でございますけれども、ただいま当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出があります。これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

それでは、認めることにいたします。

また、その後の申し出についても、先の方を含め、20名を限度に、許可することにしたと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

それでは、傍聴を認めますのでお入りくださるようにお伝えください。

○田中委員長 川口委員答弁は。

○川口委員 いや、もうこれでよろしい。

○田中委員長 それでは次の質問、お願いします。

○太田委員 それでは質問させていただきます。救援、復旧に不眠不休で取り組んでいたことに敬意を表します。

それでは、台風12号の問題について質問させていただきます。先週の日曜日に十津川村に行つてまいりました。いまだに孤立した地域もありまして、電話や電気の通じないところもあり、村民の疲労もピークになって、いろいろトラブルもあるけれども、村民の苦しみを共有して励まして情報公開こそ大切だと話されて、村長の思いを自筆で書いて村長室に掲げておられました。村民を守るために職員一丸となって困難に立ち向かっている姿に感銘をいたしました。村長との話し合いの最後に、私たちに今回の災害は林業の衰退で森林が荒れていることが大きな原因だと、林業を振興するために力をかけてほしいというのが1点。あと1点は、道路が命です。山村の道路を何とかしてと訴えられました。

次に、平谷地区では、老人憩いの家を拠点に住民の皆さんが力を合わせて救援に取り組んでおられました。同じ区内でも道路が寸断されて入れないところがあり、届いた食料など物資を川から船を使って届けたり、村全体が孤立して食料がなくなったので集落のお金で船を使って桑畑地区まで川を下っており、さらに陸路で田辺市まで行って、12時間以上かかって買い出しに出かけて米や生鮮食品や日用品を買い出しているところでございます。現在でも生鮮食品が不足しており、ここでも避難している村民の疲労もピークに達している状況でございました。

また、下北山村の村長も、ここでは大きな被害がなかったけれども崩落が起こって、今後の観光への影響が心配と語っておられました。国道425号が救援活動などに限って通行を許可されておりますけれども、ほとんどが片側通行で危険箇所が幾つもあり、行ったら帰ってこられるか心配という道路でありました。南部の道路のあり方を、本当に根本的に考え直さなければならないと思っております。村民からも、田舎を放置してきた代償だと、国道168号、国道169号も危険とわかっているのに災害が起こらなければ対策を

とらないと語っておられました。村民の皆さんの思い、田舎、この過疎地域の道路をおろそかにされてきた思いにこたえていく必要があるかと思えます。十津川村からは、国道425号を使わないと外に出られないと思うのですけれども、この迂回路を含めて救援物資、自分たちで何か外に出られるような環境を一刻も早くつくっていかねばならないと思えますので、迂回路を含めて、道路の取り組みについてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、大迫ダムの放流につきまして、前回も質問もさせていただいたのですけれども、この前の河川課長の答弁で、9月7日の合同委員会の中できょうと昨日と国が県に入って、この大滝ダムの迫付近での大規模な崩落についての調査をされたということでもありますので、その点について、このダムにどういう影響があるのかということと、このダムの建設が迫地域の崩落につながったのではないかという地元の意見もありますけれども、その部分に限って報告をしていただきたいと思っております。

もう1点は、ダムの緊急放水でございますけれども、菜摘地区で避難指示が出されたということで、前回、大滝ダムが今は供用されていないから、この水害には直接当たらないという話もありましたけれども、その上には大迫ダムがあります。この大迫ダムの緊急放水が菜摘地区の水害につながったのではないかという声もありますけれども、その点について、県当局としてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、新県営プール施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の締結についてですけれども、先ほどから7億円の開きについてご意見もありました。今回、69億円の専決処分の説明がありました。これは激甚災害になればどこまで国が負担するかわからないのですけれども、今回は災害復旧に全力を挙げるということで、県営プールの契約については、この災害の全体像が明らかになって、奈良県の負担が明らかになってから、見直しをしても良いのではと思えますけれども、その点についてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○牛嶋道路建設課長 今回の災害で、南部地域の道路をおろそかにしていたのではないかとということで質問を受けてございます。

現在の状況について、国道168号五條市大塔町辻堂地区が一番ネックになってございまして、そこが開通できないので工事車両等も含めて南へ入れない状況になっております。国道168号の整備につきましては、ポイントを決めて一生懸命取り組んでおるところでございます。辻堂地区について説明させていただきますと、一刻も早く一般の車両も含め

て通行可能になるように、具体的には対岸の市道から今現在できている夢翔大橋を經由して南へ行ける道を24時間体制で進めているところでございます。

広域幹線道路網の整備等の必要性について認識しておりまして、幹線道路である国道168号をはじめ、とにかく強い道づくりに向けて、命の道であるということも含めまして整備を進めていくように考えておるところでございます。

○田中委員長 ご答弁の途中ですけれども、どうぞ簡潔にご答弁くださるようお願いいたします。

○牛嶋道路建設課長 今現在、辻堂バイパスを施工中でございますので、早く立派な道につくっていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○大廻河川課長 川上村迫地区の大崩壊の現場を見てきましたが、大滝ダムの湛水というよりも、役場北側の谷筋からのかなり上の方から大崩壊しておるという状況でございます。今後どういう応急対応をするのか、また、本復旧をどうするのか、国において高度技術調査を実施していただくと聞いているところでございます。その中で、大滝ダムへの影響についての助言をいただきたいと考えているところでございます。

大迫ダムの放流が、吉野町菜摘地区の浸水になったのではないかとということですが。このダムは、農林のダムでございます。確かに菜摘地区におきまして、町道及び菜摘大橋が冠水し、2日から4日まで通行どめになっているところでございます。

ダムの放流との関係について、これから調査していかなければならないのですが、特にこの期間大台ヶ原では、1,334ミリメートルの雨量を奈良県は観測しております。また、国所管の観測所では、2,436ミリメートルを観測しており、かなりの降雨が影響しているということで、この辺についても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○京地公園緑化課長 新県営プールのPFI方式でございますけれども、その手続にのっかって現在進めておるところでございます。新県営プールにつきましては、旧のプールの老朽化による代替施設として計画しておるものでございます。県としましても、リハビリテーション施設、健康福祉施設の拠点や水泳競技の拠点として、県民も待ち望んでおる施設と認識しておりまして、手続を進めていきたいと思っております。

○太田委員 それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

五條市大塔町辻堂のお話があったのですが、現在十津川村から外に出る国道425号によって、緊急車両に限って通行を許可されているところですが、当面は十津川

村からの出入りは、この国道425号を利用しないとできないと思われませんが、迂回路を含めて今後の道路の取り組みについて、もう一回お伺いしたいと思います。

先ほどの大迫ダムの放水ですけれども、地元の住民が言われているのは、台風12号が近づいてきて大雨が降ると言われているのであれば、早く計画的に放水してもらいたいと要望されていて、そういう取り組みはもうされているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○水本道路管理課長 国道425号の現状であります、現在下北山村から十津川村に至る車両につきましては制限をかけております。物資輸送並びに緊急救助とライフラインの復旧等にかかわるもの等の制限をかけておりますけれども、国道425号につきましては山間を縫う形でカーブが多く、二車線も確保されておられません。台風12号によりまして、路肩決壊等の被害もこうむりました。現状は、応急的に土のうで対応いたしまして、緊急車両、物資輸送等の車両について限定し、何とか通っていただいております。さらに、もう少し手当てが必要な箇所もございますので、安全性を高めまして、一般車両の開放に向けて努力しているところでございます。また、五條市大塔町辻堂地区につきましても、一般車両の開放に向けた対応もしてございまして、並行して国道425号も努力しているところでございます。

○大畷河川課長 大迫ダムの事前放流をお願いすればというようお話でございまして、現在の大迫ダムは治水機能は持っておりません。県から申し入れることによって、その辺についてはないのですけれども、今後、将来的には大滝ダムができた場合は大迫ダム、大滝ダムを連携した取り組みということで国、関係機関が集まって操作手順も含めまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○太田委員 大迫ダムの放流ですけれども、大滝ダムが供用されたら、そこでまた治水機能があるということですが、今回の台風12号によってこの供用がどうなるかわかりませんので、インターネットで水位をずっと公表されておりますし、住民もそういうようなものも見ながら注視されているということですので、ぜひこの計画放流についても地元の思いを酌むような形で、こういう災害が起こらないように取り組みを進めていただきたいと思います。

道路の開通について、五條市大塔町辻堂地区と十津川村長殿地区が通れば、国道168号も北に抜けることができるわけですが、早急に国道425号も含めて開通に向けて努力をしていただきたいと思います。そして、県営プールはまた予算審査特別委

員会でも議論ができるということですので、災害が起こった以上、この災害に全力を挙げ
るべきだという意見を申し上げさせていただきます、発言を終わらせていただきます。
以上です。

○山下委員 まず、土砂ダムの状況についてお伺いしたいわけでありまして、9月
4日に土木部が現地へ入り、近畿地方整備局もテックフォースという形でチームを組んで
お入りになったわけです。実際この土砂ダムの存在を確認し、危険な状態であると察知し、
9月8日、第1号の緊急情報を流すまでの経緯について、少し詳細に説明をしてください。

○水本砂防課長 9月5日、国土交通省のヘリコプターにテックフォースの方と一緒に乗
り、上空から視察いたしました。そのときに、何か所かの天然ダムは目視で確認はしてお
ります。目視でございますので、その時点ではどの程度の水があるとか、ダムの高さがど
の程度とか詳細なことは把握できませんでした。その後、国土交通省が土砂災害防止法に
基づき、緊急調査をするということで、早急に水位計をヘリコプターから落として設置し
ていただき、水位観測を開始していただいたところでございます。水位観測をして、地図
による解析をいたしまして、どの程度の水があつて、どの程度の余力があるのか、先ほど
申しました第1回の土砂災害緊急情報という形でいただいております。その調査によって、
五條市大塔町赤谷、十津川村長殿と栗平が危険な状態であることが分かりました。その中
でも、一番緊急性があるのは五條市大塔町赤谷でございますけれども、そのダムにつきま
しては、60ミリメートルの雨が降れば決壊する可能性があることが分かり、その時点で
十津川村に同様の緊急情報が伝えられてまして住民が避難されたという状況でございます。

○山下委員 国土交通省が緊急調査に入ったのは、いつの時点ですか。

○水本砂防課長 9月6日でございます。

○山下委員 9月6日に緊急調査に入ったと、要するに最初のヘリ視察はいつだったの
ですか。

○水本砂防課長 詳細な資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○山下委員 この土砂ダムの問題で、それが非常に危険な状態になっているということが、
いつの時点で国なり県が確認するのかというのは非常に重要な問題でして、何かブイをヘ
リコプターから落として水位をはかる云々とテレビでも放映しています。あれが9月6日
の時点ですか。

○水本砂防課長 ブイを設置しまして、観測が始まったのが9月8日の17時からでござ
います。

○山下委員 私が、この時間の確認をしているのは、県がこの事態について、緊張感をもって臨んでいたのか疑いを持っているからです。復旧工事も進まないのは、この土砂ダムが3カ所ないし4カ所が危険な状態にある。少しの雨が、夕立があったとしても危険な状態にあるときに、現実ここに示されているように五條市で38世帯、十津川村で34世帯、野迫川村で20世帯が避難している人たちがおられる。その避難している人たちの状況は今、凍結されているわけです。こここのところの緊張関係が住民たちにとっては非常に疲れるし、どんな将来を描けるのか不安にさいなまれていると思うのです。こここのところをしっかりと把握していかないと、今後の対策が出てこないと思うのです。だから復旧工事も手がつかないのでしょう。

五條市大塔町宇井地区、辻堂地区から十津川村の役場、あるいは役場を越えて野尻地区も含めまして、いわゆる熊野川筋で一番大事な緊急対策としての行方不明者の捜索という問題がございます。現地で明治22年以来の大変な事故だというのは、この人災があるからです。まず、この人災があるから大変な事故だと現地ではいらいらなさっていると思います。行方不明者の捜索と、土砂ダムによる避難措置、これを並行しながらどれぐらい緊急対策ができるのか、応急工事ができるのかが非常に悩ましいところです。ここをはっきりしないと、現場の人たちがどんなに苦勞しても、外から見れば一向に事態は進んでいないことになるのです。行方不明者の捜索活動で、開始してから今日まで何人行方不明者の捜索ができたのか。それについてどんな展望を持っているのか、非常に重要なところでございますし、今後の避難と土砂ダムの崩壊、土砂災害の問題についてどういう見通し持っているのか教えてください。

○水本砂防課長 現在、避難していただく方は赤谷地区の下流側で、宇井地区から風屋ダムにかけて避難していただいていますけれども、今後、この対策についてどうなのかということですが、天然のダムから水がしみ出しておりまして、二次災害につながる危険性があり、直接その現地に行って何か手だてを施すというのは非常に難しい状況になっておりますので、厳重に監視を強化していくことで、現在テレビカメラでの監視、水位計、あるいはヘリコプターで監視するとか、監視を強化して見守っている状況でございます。

○山下委員 その辺が大変悩ましいところなので、その辺はしっかりとさせていただき、今、十津川村の対策で、今回の台風12号の災害で何がポイントなのかを、県民に具体的に知らせなければいけないと思います。そして、救済作業としては人命救助、行方不明者の捜索が第一次的に大事で、二次的には、この土砂ダムの崩壊対策が大事だと、この点につい

て確かな情報を県民に流さないで地元のいらつきも解消しないと思います。

きょう、十津川村長が土砂ダムを爆破してほしいという新聞記事を見ました。今の政府の閣僚がこのような発言をしたら、きょうには辞表を出さなければならない。爆破してほしいなんて、びっくりしました。私も十津川村長の人柄もよく知っていますから、そこまでいらいら、思いが募っているのかなと思います。現地の対策本部長としては、大変危険な状態だと思いました。そのところをどう感じて、どういう対応をしていくのか、具体的に対応しないと、さらに事態は複雑なものになっていくのではないかと思います。

土木部長の立場から、例えば避難民に対する対応は具体的にどうなっているのか、避難されている人たちの思いはどこにあるかについて、どう感じどう受けとめておられますか。

○大庭土木部長 お尋ねの点は土砂ダムの問題、特に避難されている方の思い、そういった観点についてどう思うのか、また、県としてどのように対応していくつもりなのかという思いと、2つの大きな思いのご質問だったと思っております。

私どもとしましては、1週間がたちましたが、第一に人命救助が大事だと思っております。それに対する自衛隊、警察、消防等が頑張っていることに対して、しっかりと我々としても対応していくこととさせていただきます。

それをした中で、ご指摘の土砂ダムの話が出てまいりました。先ほど6日から緊急調査が入った話でしたが、実際に調査のヘリコプターが飛べたのは、私の記憶では5日、月曜日の午後、後半だったと思います。そこで国土交通省のヘリコプターが飛びまして、全体の概要、雲が出ておりましたので難しい調査だったと聞いておりますが、午後に飛んで全体の把握をしたと聞いています。その調査を踏まえて、6日から緊急の調査が空、そして地上からのアプローチでなされたと聞いております。これに関しては、県としてもこの調査には同行させていただけるところは同行させていただいて、現実の把握をしております。そしてさまざまな土砂ダムを見つけて、そうした中で緊急情報として3つの部分について国が発表し、先ほど1つ追加をしたと聞いております。

こうした中で、我々としてはこの土砂災害防止対策の緊急調査の情報は、緊急情報として出ておりますが、少しわかりにくい面があるということで、県としては国が出している情報をしっかりと受けとめて、それを五條市大塔町、十津川村に直接情報をつなぐ。国が説明できていないところがあった場合は、県としてしっかりとつなぐということをやらせていただきたいと思いますし、今までもやってこさせていただきました。特に五條市大塔町赤谷については、30ミリメートルで夕立程度の降雨で越流するおそれがあると

いう情報が出されております。それがどういうことなのかをしっかりと国に働きかけて、説明するように要請をしたところでございます。今後とも、この土砂ダムについては二次災害、これだけもうダムができている、約80メートルの高さに水がたまっているというのがわかっておりますので、これをしっかりと、こういう状況になっているというのを現地に伝えることが非常に重要だと思っております。

私もきょう奈良新聞を読みました。十津川村からもしっかりと説明をしてほしいと国土交通省に言っていることも聞こえてまいりました。この点を国土交通省に伝えて、しっかりと説明をしてもらい、県も一体となって対応をしていきたいと思っております。避難している方々につきましては、本当にご苦勞をかけていると思っております。二次災害の防止と、きちんとした説明が必要だと思っております。両者の中で非常に難しいバランスだと思っております。

また、避難につきまして、警察、自衛隊等にご苦勞をかけておりますが、うまく、ダムのサイレンのシステムを使って、兆候やそういう情報が入ったら直ちにその警報を鳴らして、現場から立ち去るようなルールを現地で決めていただきまして、対応していると聞いております。この点につきましても、県としても対応を進めてまいりたいと思っております。

○山下委員 そういう認識のもとで最大限、地元の人たちに実情を正しく知らせること。さらに危険度、赤谷の土砂ダムは今の現状のまま凍結できない。被害を最小限に抑えるためにどんな努力が可能なのか、こここのところまで踏み込まないと地元の人たちを説得し切れないと思っております。住宅の問題から子どもたちの学校の問題、あるいは避難をしている人たちの生活の問題、精神的なケアの問題まで含めて、綿密な対応をしないといけないと思っております。かなり時間のかかる問題で、ご苦勞を願うわけでありませうけれども、どうか緊張感を持って対応してもらいたい。

この際ですからお尋ねします。先ほど示していただきました、この台風12号に係る河道閉塞形成ダム、それからこの道路が閉塞されている、こういう事故に至りました土砂崩れ、これはさきの3委員会の合同委員会でも質問したのですが、県のハザードマップに載っていたのは、どことどこなのか。確かにハザードマップに載っているところと載っていないところがある今年6月のハザードマップです。そのハザードマップの土砂災害は、深層崩壊を想定していない。では、今回のこの河道閉塞形成箇所の中で、深層崩壊に係る事態はどことどこなのか教えてもらいたいと思っております。

○水本砂防課長 今回、河道閉塞が発生した箇所で、ハザードマップに記載がされている

箇所は、野迫川村北股、十津川村野尻と長殿、五條市大塔町宇井と辻堂が土災害防止法に基づく危険区域の指定をされております。それ以外はされておられません。

深層崩壊のお話でございますけれども、この土砂災害警戒区域は表層崩壊を想定しております。今回の崩壊は、深層崩壊と言われておりますけれども、これは、なかなか予測するのが難しく、昨年も国土交通省から深層崩壊のエリアマップは出ていますが、ポイント表記ではなく、エリア表記になります。奈良県で申しますと、十津川村周辺の南西部分、これが深層崩壊の可能性が非常に高いと示されているわけでございますけれども、今の技術では、この箇所で深層崩壊が起こることの予測は、非常に難しい状況でございます。

○山下委員 今回の災害を受けて、今後南部地域の対策をするときに深層崩壊という課題について早急に方針を持たなければいけないと思います。6年前の、当時の大塔村宇井で道路が陥落いたしました。五條土木事務所の係員がその異常にかなり早期に気づき、観測し、そしてテレビカメラまで設定して、その陥落の状況が全国に放映され、衝撃を与えたことを鮮明に覚えています。今回の五條市大塔町宇井地区、辻堂地区における陥落も、同じような状態で起こっているのかと思いながら、あの地区における、深層崩壊の状況は全国的に一つの大きなモデルになるのではないかと思います。そここのところは、地元の人たちの安心安全のために、絶対克服しなければならない課題だと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

あと一点、お伺ひしたいと思っております。先ほどの報告で、いろいろな取り組みがございました。この中で他府県からの援護の状態で、福井県の例が出されております。最近、新聞で見ただけなのですが、関西広域連合から奈良県に対して、何かできることはないかを問い合わせてもらい、その結果、土木部から土木技術職員の派遣をお願いしたいと、こういう返事があったと伝えられております。その経緯について、いつ、どういうところからどういうところへ働きかけがあって、だれがどういう形で返事したのか説明をお願いしたいと思っております。

○清水土木部次長 詳しくはすべてわからないところはございますが、聞いておりますのは、9月5日以降に福井県、兵庫県等の知事から応援についての支援の申し出があったと聞いております。その支援の内容について、災害について検討するということで、その事態の推移を見ながら検討されて、知事が判断がされたと聞いております。9月10日にまず関西広域連合に対しまして支援要請文が出ております。そして、9月11日に福井県の知事宛に要請が出ております。経緯としては、このような状況でございます。

○山下委員 私が聞いているのは、5日以降に兵庫県知事、福井県知事から申し入れがあった。それについて知事から各部に、あるいは災害対策本部でどういう人が要るかという問い合わせがあったのですか。

○清水土木部次長 災害対策本部で議論はしておりません。窓口である担当課が、各部局に要請について回答したということでございます。

○山下委員 清水土木部次長、そんないいかげんな答弁をしないでいただきたいです。知事が、土木部の技術職員が何人要るのか、どうしてわかるのですか。そのようなとぼけ方しないでいただきたい。知事がわかることと、わからないことぐらい私はわかっています。土木部で職員の派遣をお願いしたのでしょうか。それは土木部で判断しなければならないでしょう。大庭土木部長、どうですか。

○大庭土木部長 詳しい経緯については、また担当の次長等に聞いていただきたいと思いますが、9月10日に、知事から関西広域連合の会長である井戸兵庫県知事に対して支援要請をしております。そこに関しては、土木技術職員の派遣を要請している形になります。特に災害復旧をより迅速に行うために、ご支援をいただきたいということで、土木技術職員の派遣をお願いしたところでございますが、これに対しては土木部から関係部局の取りまとめをやっているところに対して、10日より前から、こういう話があるがどうだというのに対して、ぜひ我々としては土木技術職員の派遣をお願いしますと申し入れ、10日からこういう形で要請をしたところでございます。

ただ、具体的にどれだけ必要なのか、あるいはどういう現場に来てもらうのか、ということに関しましては、関係部局、つまり私どもと調整をしてくださいと関西広域連合に回答を10日にしています。現在、どういう方々に来てもらうかということに対して、関係部局である我々と関西広域連合と調整を進めているという形になっております。

○山下委員 それだけのことがわからない。あなた方は、いつも県議会での答弁がずぼら過ぎるのです。今、大庭土木部長が説明した以上の説明は求めないです。それぐらいのことが説明できないでどうするのですか。県議会に対して幕を張らないでいただきたい。要らない憶測をしてしまうではないですか。今の土木部長の答弁で結構です。

○秋本委員 遅くまで、本当にご苦労さんでございます。私自身は五條市の地ですから、大変皆さん方にはご迷惑、ご苦労をかけているところでございます。土木部、まちづくり推進局、また水道局の皆さん方、まずは行方不明になられた皆さん方のためにも、一日も早く安否の確認をするように努力していただいている警察当局においても、消防の関係に

おいても大変ご努力いただいております。まずはこの場をおかりして心からお礼を申し上げておきたいと思っております。本当にありがとうございます。

その上に立って、私からの質問は川口委員、山下委員の質問と、重なることはできるだけ避けたいと思っております。質問よりも、もう皆さんが聞いていただいたものですから要望ぐらいが良いと思っておりますので、それほどかたくならずに聞いていただけたらありがたいなと思っております。

この間、土石流によるダム湖ができました。3つこの前までであったのですけれども、きょう4つになったと聞きました。五條市大塔町赤谷、十津川村長殿、栗平という3カ所ですけれども、我々においては、この長殿と栗平については、決壊しても人家等々が下流にないものですから、それほど大きな影響度はないという一つの見方をさせてもらっております。少し見方が誤っていたら、これは危険を伴うかわかりませんが、今の現状ではそれほど危険ではなかろうという見方をさせていただいております。先ほど山下委員から言っていた五條市大塔町赤谷です。8日の晩に緊急避難指示が出ました。我々が午後10時に、ロジ星のくに夢乃湯に行き、あそこに五條市大塔町の70名近い方々が避難しておりました。雨が降る、60ミリは超えるであろう、決壊のおそれあり。飛んで行きました。そのときにおじいちゃん、おばあちゃんがおりまして、秋本さん、もう私はここで死んでも良い、もうここに置いてと手を持って泣くのです。もうどこへも行きたくない、この宇井地区で、ここでもう死なせて。土石流が来ても構わない、そういう一つの切実な言葉を聞かせていただいて、本当に胸が痛くなるような思いでした。

全部で午後11時過ぎごろに終わりました。天辻峠に天辻ホテルがあるのですが、そこにも今は避難をさせていただいているのも現状なのです。先ほど山下委員から十津川村の村長は発破でもというお話、きょうは私自身、本当言うてもう余りきつい話はやめて、できるものであったら、いつときも早く解決の方法、対応してあげていただきたいというのがお願いなのです。赤谷地区の土砂ダムが決壊すれば、20キロメートルぐらいは土砂が流れ、長い吊り橋がある十津川村上野地まで行くことが予想されます。その下流の方々は、いまだかつて家に帰れずに避難生活を送っております。そういう方々の立場に、皆さんも自分たちがそうであったらどんな気持ちかな、自分の家族がそうであったらどんな思いかな、真剣にそれを考えていただいた中で、赤谷のダム湖を一日も早くよき方向に解決できるような対応をひとつ考えていただきたいと、そのことを土木部長にお願いをしておきます。

そして、五條市大塔支所から五條市大塔町宇井地区のロジ星のくに夢乃湯の間に県道惣谷線があります。1時間強はかかる距離ですけれども、自衛隊と消防団と県当局が入っていただいて、復旧に1週間かかるところを2日か3日ですべて整備をしていただきました。本当にありがたかった。みんなが万歳して喜んだぐらいなのです。これで五條市大塔町辻堂と宇井がつながり大喜びしました。しかしつかの間、道路上に大きなクラックが入りました。今現在300メートルの間にいつ崩壊してもおかしくないような道路状況になっていて、今も通行どめなのです。

先ほどの説明の中で、仮道路をつくって市道にドッキングさせる状況で進めていただいております。辻堂地区の国道168号でございますけれども、そこには上から土石流が来ています。今はおさまっておりますけれども、上の方に塊がございます。この塊がちょっとした雨が降れば抜けるおそれがあります。大体300メートルから400メートルあるわけですけれども、抜けたらものの何秒かで下の家をのむであろうという一つの危険地域になっております。そこで仮道路を作るため、ヒューム管の上に鉄板を置いて、緊急車両等はそこを通行していただいております。

その状況の中で、皆さんにお願いしておきたいことは、今、夢翔大橋と市道にドッキングする道路を建設していただいております。近々それも通行させていただけるのではないかと思いますけれども、それは大型車が通行できるような状況ではないわけでございます。

大手企業に知り合いがおりましたので、この状況の中でこの道路を整備したら良いか、一日も一分でも早く通していただき、十津川村と五條市の間を結びたいのです。十津川村の方々の命の道で、生活ができなくなるような状態です。五條市大塔町辻堂地区が抜ければ、十津川村平谷地区から五條市まで出てこられる状態になります。だから、その道路をどのようにすべきかと聞きましたら、一番早いのは仮橋をかけることです。今出来ている夢翔大橋と辻堂バイパスを約400メートルの仮橋をかけることが一番早く通行可能になるのではないですかというご意見もいただきましたので、その点について、一つの工法に基づいて対応していただける考えはあるのかないのかだけ、土木部長でもだれでも結構です。お答えをいただけたらありがたいと思います。

○中芝土木部次長 今、秋本委員のお述べの400メートル、現在、公共事業の辻堂バイパスとして事業中の路線、箇所でございます。今、その間に仮橋をかける委員提案の案や、国道168号の対岸の県道高野辻堂線から国道168号に仮橋をかける案もございまして、そういういろいろな案を総合的に検討いたしまして一番早い方法を探していきたいと

考えております。

○秋本委員 ありがとうございます。

この間、大阪から2名の方にお越しいただきました。私たちもあまり専門のことはわからないので、これを早期に通行させるには何が一番良いか。国道168号はあのような状態、迂回路もこのような状態ですと、現地を全部見せました。そして、その状況の中で、今工事を進めている猿谷ダムでトンネルを抜けるための一つの道路を整備しております。あの仮橋の状況において、まずこの仮橋をここにつくることがまず第一、早期の解決の一步だということを知りました。どれだけの経費がかかるか、定かでないのですけれども、いくらかかろうとも、孤立している、そういう状況下に置かれて避難をしている方々の一つの心になれば、金のことを言っている間がないのではないかと思います。是が非でも、一応検討の中にあるというのであったら、時間をかけずに早急に対応していただけるように、よろしくお願いします。

そして、十津川村には奥田副知事を筆頭に、村に派遣をしていただいたと聞いています。国土交通省から、70何名の方々を派遣していただいておりますことを、きょう聞いてびっくりしました。本当にありがとうございます。また土木部長のからもお礼を言っておいていただけたらありがたいと思っております。五條土木事務所、吉野土木事務所、五条土木事務所工務第二課、吉野土木事務所工務第二課等、職員は大変苦しい状況の中で、国道168号、国道169号は我々が守っておるのだという気持ちのもとで、本当に食うものも食わずに、寝る間もなく一生懸命地域の住民のために、地域のために努力をしていただいております。

先ほど川口委員からも話がありました。職員は余っても良いぐらい送って欲しい。そういう一つのお話があって、うれしいという気持ち、本当に今の現状をわかっておってもらったら、ああいう言葉が出るのやとうれしく聞かせてもらっておりました。そういう意味をひとつ皆さん一人一人が、我々や、我々がそうであったらどうする。我々の家族がそういう避難をしておって、そういう孤立化していたらどうする。自分の子が、自分の孫がそういう思いをしていたらどうする。いつも相手の立場に立った中で、物事を考えた中で日々行動をしていただけたらありがたい。そういう意味で、でき得限りの人員を土木部、また各市町村から要請があれば、余って邪魔になることはないわけです。余っても結構ですから、お送りをしてやっていただけるように心からお願いいたします。これからは長期戦になります、いろいろとご迷惑をかけますけれども、一日も早く行方不明の

方々の安否、避難をしている方々がもとの安心安全で生活できる地域を取り戻すようにご努力いただけますよう心からお願いしておきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○田中委員長 ほかにご質問はありませんか。

ほかになければ、これで質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。